

令和 8 年度小矢部市障害者就労施設等からの物品等調達推進方針及び 令和 7 年度小矢部市障害者就労施設等からの物品等調達実績について

1 方針の目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下、「物品等」という。）の調達の推進を図るため、以下のとおり調達方針を定める。

2 方針の対象範囲

この調達方針は、本市の全ての機関が物品等を調達する場合に適用する。

3 令和 7 年度調達実績

区分	内 容	目 標 額	実 績 額	達 成 率
物 品	食品（パン、クッキー等）	130 千円	68,011 円	52.3%
役 務	清掃、除草	898 千円	1,094,320 円	121.9%

4 令和 8 年度調達目標

令和 8 年度に、本市が障害者就労施設等から調達する物品等の目標は、下記のとおりとする。（前年度の調達実績額の概ね 10% 増）

区分	内 容	目 標 額
物 品	食品（パン、クッキー等）	75 千円
役 務	冊子印刷、清掃、除草等	1,204 千円

5 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針を作成したときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 年度終了後に調達した物品等の実績を集計し、市ホームページ等を通じて公表する。

6 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、民生部社会福祉課とする。